# 結果の概要

# 1 平成30年における被疑事件の特色

近年、被疑事件の通常受理人員は減少傾向にあり、平成30年においてもその傾向が見られる。罪種別に前年と比較すると、特別法犯(※1)は増加しているが、刑法犯、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反において減少している。

また、少年被疑事件の通常受理人員も同様に減少傾向にあるが、外国人被疑事件(※2)の通常受理人員は、増加傾向にある。

- (※1) 道路交通法等違反を除く。以下同じ。
- (※2) 自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

# 2 被疑事件の受理

# (1) 通常受理人員(統計表第7,9,10表関係)

平成30年において全国の検察庁で取り扱った被疑事件の通常受理人員の総数は984,819人で,前年に比べると6.7% (70,508人)減少している。

罪種別に対前年比を見る(表1)と,特別法犯は1.0%(920人)増加し,刑法犯は3.2%(6,955人),道路交通法等違反は8.0%(23,000人)それぞれ減少している。

なお、刑法犯のうち、自動車による過失致死傷等の通常受理人員は419、395人で、刑法犯全体の66.6%、総数の42.6%を 占めるが、前年に比べると9.0%(41,473人)減少している。

-	罪	種	人	員	構成比(%)	対前年比(%)
総		数		984, 819	100.0	-6. 7
刑	法	犯		210,002	21. 3	-3. 2
特	別 法	犯		89, 901	9. 1	1.0
自動車	草による過失致	死傷等		419, 394	42.6	-9.0
道路	道路交通法等違反			265, 522	27.0	-8.0
	224) ETT(124	. VH 1-	1144	-1 - 1 - 10 1	. T. T. 16 kk 4 人 4 . 1 . 1	

表 1 被疑事件の通常受理人員

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

通常受理人員について、平成25年以降の推移を罪種別に見る(表2)と特別法犯は、ほぼ横ばいに推移し、刑法犯、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反の罪種は、それぞれ減少している。

罪	罪		種	平 成					
				25年	26年	27年	28年	29年	30年
総	数			100	93	89	84	79	74
刑	沒	去	絚	100	96	91	85	82	79
特	別	法	犯	100	100	103	99	98	99
自動耳	自動車による過失致死傷等			100	91	85	79	75	68
道路	5交通	法等	違 反	100	91	90	87	80	74
	<b>沙</b> -/ 1	T (4)	OF /T: +.	100 し ナフナ	日料 ホモフ				-

表 2 通常受理人員の指数の推移

# (2) 罪名別通常受理人員(統計表第7,9表関係)

平成30年における刑法犯の通常受理人員は629,396人で、前年に比べると7.1%(48,428人)減少している。

主な罪名別 (※) に前年と比較する (表 3 ) と, 収賄・贈賄 (18.3%, 17人) , 強制わいせつ・強制性交等 (8.1%, 433 人) , 文書偽造 (1.6%, 43人) などがそれぞれ増加し, 賭博・富くじ (12.6%, 86人) , 盗品等関係 (10.8%, 104人) , 横領・背任 (10.0%, 1,098人) などがそれぞれ減少している。

(※) 刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表(その1)」の大分類による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下同じ。

<sup>(</sup>注) 1 平成25年を100とする指数である。

<sup>2 「</sup>刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

表3 刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	629, 396	100.0	-7. 1
公 務 執 行 妨 害	2,009	0.3	-0.9
放火	888	0.1	-0.1
住 居 侵 入	5, 970	0.9	-7.2
文 書 偽 造	2, 719	0.4	1.6
強制わいせつ・強制性交等	5, 783	0.9	8.1
賭 博 ・ 富 く じ	595	0.1	-12.6
収 賄 ・ 贈 賄	110	0.0	18.3
殺	1, 424	0.2	-4.6
傷	37, 768	6.0	-0.7
自動車による過失致死傷等	419, 394	66.6	-9.0
窃盗	91, 506	14. 5	-4.0
強	2, 421	0.4	0.2
<b>詐</b> 欺	16, 424	2.6	-2.0
恐    喝	2, 296	0.4	-2.6
横 領 • 背 任	9, 841	1.6	-10.0
盗 品 等 関 係	861	0.1	-10.8
毀 棄 · 隠 匿	8, 120	1.3	-7.2
暴力行為等処罰に関する法律	1, 818	0.3	-1.9
_ その他の刑法犯	19, 449	3. 1	-2. 5

<sup>(</sup>注)「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第 26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等を それぞれ含む。

平成30年における特別法犯の通常受理人員は89,901人で、前年に比べると1.0% (920人) 増加している。

主な罪名別に前年と比較する (表 4) と,出入国管理及び難民認定法 (18.0%,903人),児童買春,児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (16.3%,502人),売春防止法 (8.7%,45人)などがそれぞれ増加し,貸金業法 (42.7%,67人),不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (37.8%,102人),金融商品取引法 (22.7%,15人)などがそれぞれ減少している。

表 4 特別法犯の主な罪名別通常受理人員

罪	人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	89, 901	100.0	1.0
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	2, 202	2.4	-6. 3
銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法	5, 835	6. 5	3. 5
売 春 防 止 法	561	0.6	8. 7
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	3, 576	4.0	16. 3
ストーカー行為等の規制等に関する法律	815	0.9	-5.9
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	60	0.1	-21.1
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	70	0.1	-13.6
著 作 権 法	306	0.3	4. 1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7, 128	7.9	5. 1
金融 商品 取引 法	51	0.1	-22.7
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	284	0.3	-9.3
貸金業法	90	0.1	-42. 7
不 正 競 争 防 止 法	92	0.1	-13. 2
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	168	0.2	-37.8
出入国管理及び難民認定法	5, 913	6.6	18.0
その他の特別法犯	62, 750	69.8	-1.0

なお、平成30年における薬事関係事犯の通常受理人員を前年と比較すると、大麻取締法(17.6%、798人)、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。) (9.2%、39人)、麻薬及び向精神薬取締法(7.0%、68人)はそれぞれ増加し、あへん法(69.2%、9人)、覚せい剤取締法(1.3%、214人)はそれぞれ減少している。

平成25年以降の麻薬, 覚せい剤等の薬事関係事犯の通常受理人員の推移は表5のとおりである。

Ī	罪			名	平 成					
5	7F			711	25年	26年	27年	28年	29年	30年
大	麻	取	綿	i 法	2,581	2,917	3, 383	3,872	4, 540	5, 338
人	M	TAX III		14	(100)	(113)	(131)	(150)	(176)	(207)
中 4	セススマドビ	- 水主 -	山 1177	<b>五</b> 公本 汁	1,036	854	1,004	971	976	1,044
/ 外 采	麻薬及び向精神薬取			拟种伝	(100)	(82)	(97)	(94)	(94)	(101)
兴	11- 1 X	- <b>≱</b> ⊓	H <del>.</del>	ý立 〉十	17, 781	17,633	17, 979	17,070	16, 057	15, 843
覚	せい	剤	取	締 法	(100)	(99)	(101)	(96)	(90)	(89)
4			,	3/4-	14	26	6	9	13	4
あ	^		ん	法	(100)	(186)	(43)	(64)	(93)	(29)
nás	麻 薬		+ <i>t</i> =1	法	312	429	477	451	426	465
杯			特 例		(100)	(138)	(153)	(145)	(137)	(149)

表 5 薬事関係事犯の通常受理人員の推移

# 3 被疑事件の処理

#### (1) 既済及び未済の人員(統計表第8,9,10表関係)

平成30年において全国の検察庁で既済となった被疑事件の人員 (※) の総数は997、060人で、未済となった被疑事件の人員 の総数は17、376人である。前年と比べると、既済人員は6.3%(67、267人)、未済人員は13.5%(2、712人)それぞれ減少している。罪種別に前年と比較する(表 6 )と、既済人員については、特別法犯(1.8%、1、644人)は増加し、刑法犯(2.8%、6、029人)、自動車による過失致死傷等(8.7%、40、271人)、道路交通法等違反(7.7%、22、611人)それぞれ減少している。未済人員については、刑法犯(10.7%、993人)、特別法犯(15.9%、549人)、自動車による過失致死傷等(17.1%、774人)、道路交通法等違反(14.0%、396人)それぞれ減少している。

(※) 時効再起事件の人員(3人)及び他の検察庁に送致したことにより既済となった人員を除く。以下同じ。

罪	種	既済人員	構成比(%)	対前年比(%)	未済人員	構成比(%)	対前年比(%)
総	数	997, 060	100.0	-6.3	17, 376	100.0	-13.5
刑 法	犯	212, 158	21.3	-2.8	8, 295	47. 7	-10.7
特別	去 犯	92, 344	9.3	1.8	2, 895	16. 7	-15.9
自動車による過失	致死傷等	421, 255	42.2	-8. 7	3, 757	21. 6	-17.1
道路交通法	等違反	271, 303	27. 2	-7.7	2, 429	14. 0	-14.0

表 6 被疑事件の既済人員及び未済人員

また, 平成30年における受理人員 (旧受及び新受) 総数 (1,163,008人) に対する未済人員 (17,376人) の割合は1.5%で, 前年と比較して0.1ポイント低下している。

平成30年の既済率は、総数は98.3%で、前年と比較して0.2ポイント上昇している。

平成25年以降の既済率の推移は表7のとおりである。

表7 既済率の推移

			種	平 成					
<i>카</i>			1里	25年	26年	27年	28年	29年	30年
総	数			98.6	98. 5	98.4	98. 3	98. 1	98. 3
刑	沒	=	犯	96.8	96. 7	96.3	96. 1	95. 9	96. 2
特	別	法	犯	96. 5	96.8	96.5	96. 5	96. 3	97.0
自動車	i によるi	員失 致 死	傷等	99.3	99. 2	99.2	99. 1	99.0	99. 1
道路	<b>交通</b>	法等)	違反	99. 5	99. 2	99.3	99. 2	99.0	99. 1

- (注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。
  - 2 既済率は、以下により算出した。

既済人員数(「他の検察庁に送致」を除く。)

<sup>(</sup>注) ( )内の数は、平成25年を100とする指数である。

<sup>(</sup>注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

#### (2) 既済事由別人員(統計表第8,9,10表関係)

平成30年における既済人員について既済事由別に見ると,前年に比べ,起訴は308,721人で6.3%(20,796人),不起訴は632,323人で5.9%(39,371人)それぞれ減少している。

既	済	事	由	平 成					
- 576	דעו	7'	щ	25年	26年	27年	28年	29年	30年
総			数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
起			訴	30.2	30.3	31.1	31.3	31.0	31.0
公	判	請	求	6.7	7.3	7.8	7.8	7.9	8.4
略	式 命	令	請求	23.5	23.0	23.4	23.5	23.1	22.6
不	起	1	訴	61.8	62.1	62.0	62.3	63.1	63.4
そ	O.	)	他	8.0	7.6	6.8	6.3	5.9	5.6

表8 既済事由別人員の構成比の推移

平成30年において不起訴にした人員について,不起訴の種類別構成比を前年と比較して見ると,起訴猶予は89.9%で0.4ポイント低下しており,嫌疑不十分は7.2%で0.4ポイント上昇し,その他は2.9%で0.1ポイント低下した。

平成30年において刑法犯で起訴された人員のうち、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷等を除く刑法犯では70.7%で、自動車による過失致死傷等は11.1%である。

なお、刑法犯で起訴された人員の公判請求及び略式命令請求の構成比について、平成25年以降の推移を見る(表9)と、公判請求の割合は、刑法犯では、同28年からほぼ横ばいに推移していたが、同30年は増加傾向にある。

区				分	平 成					
				),	25年	26年	27年	28年	29年	30年
刑	法	犯	公 判	請求	44.9	45.0	46. 1	45.7	45.4	46. 2
710	14	200	略式命	令 請 求	55. 1	55. 1 55. 0 53.	53.9	54.3	54.6	53.8
白新古	b)ァトス温出み 配信 た。	シンゴバナXII	公 判	請求	70.5	70. 1	70.8	70.2	70.1	70.7
日期年	自動車による過失致死傷を除く刑法犯		略式命	令 請 求	29.5	29.9	29.2	29.8	29.9	29.3
白	古 ト ト ス 温 井 夢	r 死 焝 竺	公 判	請求	9.3	10.0	10.8	10.7	10.7	11. 1
日期	自動車による過失致死傷等		略式命	令 請 求	90.7	90.0	89.2	89.3	89.3	88.9

表 9 刑法犯における公判請求人員と略式命令請求人員の構成比の推移

## (3) 被疑者の年齢 (統計表第47, 48表関係)

平成30年において刑法犯(自動車による過失致死傷等を除く。)で起訴し、又は起訴猶予にした被疑者について、犯時年齢層別にその構成比を比較すると、20歳~24歳が最大となっている。

犯時年齢層別構成比について、平成25年以降の推移を見る(表10)と、同29年には65歳以上の構成比は減少傾向にあったが、同30年は70歳以上の構成比が1.4ポイント増加した。

<sup>(</sup>注) 「その他」は、中止処分及び家庭裁判所送致である。

表10 起訴又は起訴猶予処分に付した刑法犯における犯時年齢層別構成比の推移

年	齢	平 成						平成 30 年	
	門門	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	総数	男	女
総	数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
$14 \sim 1$	17歳	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0
18 •	19歳	0.9	0.9	0.9	0.7	0.7	0.9	1.0	0.5
$20\sim 2$	24歳	12.9	13.0	12.9	12.9	12.7	13.5	14.3	9.2
$25\sim 2$	29歳	11.1	10.9	10.9	11.0	10.8	10.8	11.4	8.1
$30\sim3$	34歳	10.8	10.5	10.6	10.5	10.8	10.1	10.5	8.0
$35\sim3$	39歳	10.8	10.7	10.4	10.2	10.3	9.9	10.2	8.7
40~	44歳	10.9	11.2	10.9	10.9	10.9	9.9	9.9	9.7
$45\sim$	49 歳	8.7	9.1	9.3	9.6	10.1	9.9	9.8	10.3
$50 \sim 5$	54 歳	7.0	7.0	7.3	7.3	7.6	7.8	7.8	8.0
$55\sim 5$	59 歳	6.2	6. 1	6.0	5.9	6.0	6.0	5.9	6.3
$60 \sim 6$	64 歳	6.9	6.3	6.0	5.6	5.3	5. 1	5. 1	5.4
$65\sim6$	69 歳	5.2	5.4	5.6	6.0	5.9	5. 7	5.5	6.7
70歳.	以上	8.5	8.8	9. 1	9.3	8.8	10.2	8. 5	19. 2

#### (4) 起訴率 (統計表第8, 9, 10表関係)

平成30年において起訴した人員は308,721人である。罪種別に見ると,刑法犯は68,153人で,起訴した人員の22.1%,特別法犯は45,503人で同14.7%,自動車による過失致死傷等は47,625人で同15.4%,道路交通法等違反は147,440人で同47.8%である。

平成30年の起訴率は32.8%である。

平成25年以降の起訴率の推移を罪種別に見る(表11)と、自動車による過失致死傷等は緩やかな増加傾向にあるが、道路 交通法等違反は減少を続けており、同25年から7.3ポイント低下している。

表11 起訴率の推移

罪			種	平 成 25年	26年	27年	28年	29年	30年
総			数	32. 8	32.8	33.4	33. 4	32.9	32. 8
刑	污	Ė	犯	38. 9	38. 5	39. 1	38.2	37.5	37. 1
特	別	法	犯	54. 3	53. 2	53.3	52.4	51.5	50.9
自動車	動車による過失致死傷等			9. 5	10.2	10.6	10.9	11.1	11.6
道路	交通	法等	違反	64. 2	62.5	61.6	60.2	58.9	56.9

- (注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。
  - 2 起訴率は、以下により算出した。

起訴人員数 起訴人員数+不起訴人員数

刑法犯の主な罪名別起訴率について、平成25年以降の推移を見る(表12)と、自動車による過失致死傷等は微増しているが、同25年から放火(12.5ポイント)、暴力行為等処罰に関する法律(11.8ポイント)、強制わいせつ・強制性交等(11.7 ポイント)などが大幅に低下している。

表12 刑法犯の主な罪名別起訴率の推移

罪				名	平 成					
,					25年	26年	27年	28年	29年	30年
公	務	執 行	妨	害	57.0	56. 4	54.8	55.8	50.8	47. 4
放				火	48.1	45.7	43.9	37.3	35. 2	35.6
住	居	<u>.</u>	侵	入	41.4	40.2	39.0	41.7	40.9	40.6
文	書	-	偽	造	43.7	45.3	38.3	43.7	38.4	37.5
強制	わい-	せつ・引	歯制 性	交 等	47.3	43.4	41.1	39. 1	36.6	35.6
賭	博	· 富	. <	じ	44.6	44.1	46.8	55. 1	52.0	44.3
収	賄	•	贈	賄	60.3	83.9	88.5	88.7	72.4	89.0
殺				人	30.7	34.6	33.4	30.8	28.7	29.5
傷				害	39. 3	37.2	36.0	34. 1	32.5	32.3
自 動	車に。	よる過ぎ	夫 致 死	傷 等	9.5	10.2	10.6	10.9	11.1	11.6
窃				盗	41.3	42.1	42.3	41.0	41.0	41.1
強				盗	54.4	53.3	49.1	52.4	52.6	55.9
詐				欺	53.3	55.0	57.2	56.2	58.5	56.7
恐				喝	39. 2	35.4	32.4	33.8	31.7	30.2
横	領	•	背	任	17.7	17.9	18.7	16.7	17.3	17.0
盗	品	等	関	係	22.4	28.4	30.1	24.7	21.7	22.3
毀	棄	•	隠	若	23.5	24.3	22.4	22.1	20.0	20.9
暴力	行為等	処罰に	関する	法律	48. 2	45.1	43.6	41.8	37. 9	36. 4

<sup>(</sup>注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を,「殺人」には同 第26章に規定する全部の罪を,「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性 交等をそれぞれ含む。

#### (5) 処理期間(統計表第30,31表関係)

平成30年において既済となった被疑事件(※1)の処理期間(※2)について、その期間別人員の構成比を罪種別に見る(表13)と、被疑事件を受理後15日以内に処理した割合は、刑法犯44.3%、特別法犯43.8%、総数44.1%であり、1月以内までに処理した割合は、刑法犯74.4%、特別法犯72.7%、総数73.8%である。

さらに、2月以内までに処理した割合を見ると、刑法犯87.4%、特別法犯87.4%、総数87.3%である。

(%1) 他の検察庁に送致したことにより既済となった事件を含み、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を含まない。

(※2) 検察庁において事件を受理した日から処理が既済となった日までの期間

表13 被疑事件の処理期間別人員

罪	1	種	総数	15 日 以 内	1 月以内	2 以 内	3 月以内	6 月以内	1 以 内	2 以 内	2年を 超える
総		数	353, 118	155, 797	104, 890	47, 802	19,776	19, 701	4, 758	381	13
小心	小心	双	(100.0)	(44. 1)	(29.7)	(13.5)	(5.6)	(5.6)	(1.3)	(0.1)	(0.0)
刑	法	犯	238, 549	105, 672	71,821	30, 936	12,908	13, 311	3, 566	322	13
ΝIa	12	20	(100.0)	(44.3)	(30.1)	(13.0)	(5.4)	(5.6)	(1.5)	(0.1)	(0.0)
特	身 別 法 犯	犯	114, 569	50, 125	33, 069	16,866	6,868	6, 390	1, 192	59	-
	77.3 144	-70	(100.0)	(43.8)	(28.9)	(14.7)	(6.0)	(5.6)	(1.0)	(0.1)	(0.0)

(注) ( ) 内は、総数に対する構成比である。

# 4 少年被疑事件

#### (1) 通常受理人員(統計表第27表関係)

平成30年における少年被疑事件の通常受理人員は57,191人で,前年に比べると10.6%(6,808人)減少している。

罪種別に前年と比較して見る(表14)と、刑法犯は10.5%(3,432人)、自動車による過失致死傷等は14.1%(2,086人)、道路交通法等違反は10.3%(1,418人)それぞれ減少し、特別法犯は4.4%(128人)増加している。

また, 男女別構成比では, 男子が83.6%を占めている。前年に比べると, 男子は10.9% (5,868人), 女子は9.1% (940人) それぞれ減少している。

表14 少年被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	57, 191	100.0	-10.6
刑 法 犯	29, 172	51.0	-10.5
特 別 法 犯	3,053	5. 3	4.4
自動車による過失致死傷等	12,664	22. 1	-14. 1
道路交通法等違反	12, 302	21. 5	-10.3
男	47,826	83.6	-10.9
女	9, 365	16.4	-9.1

<sup>(</sup>注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

少年被疑事件の通常受理人員について、平成25年以降の推移を罪種別に見る(表15)と、特別法犯を除いた罪種で減少傾向が認められ、刑法犯は同25年から半減しており、また、男女別に見ると女性は同25年から半減している。

表15 少年被疑事件の通常受理人員の指数の推移

罪	種	平 成 25年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年
総	数	100	88	76	67	59	53
刑 法	犯	100	86	70	57	50	45
特 別	法 犯	100	100	114	123	128	133
自動車による過	1 失 致 死 傷 等	100	91	82	78	70	60
道路交通法	去等違反	100	90	86	80	70	63
男		100	90	78	69	60	54
女		100	82	67	58	53	48

<sup>(</sup>注) 1 平成25年を100とする指数である。

## (2) 罪名別通常受理人員(統計表第27表関係)

平成30年における少年被疑事件について,刑法犯の通常受理人員を主な罪名別(※)に見る(表16)と,前年に比べて, 詐欺(31.8%,395人),公務執行妨害(14.2%,18人),強盗(12.4%,40人)増加したが,住居侵入(22.3%,285人), 殺人(22.2%,10人)などが減少するなど,全般的に減少していることが認められる。

(※) 刑法犯の罪名区分は,「付録」の「罪名分類一覧表(その2)」による。ただし,注記のある場合は,それによる。以下少年被疑事件の項において同じ。

表16 少年被疑事件の刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪			3	名	人 員		構成比(%)	対前年比(%)
総				数	41, 8	36	100.0	-11.7
公	務 執	行	妨	害	1	45	0.3	14. 2
放				火		43	0.1	-12. 2
住	居	侵		入	g	95	2. 4	-22. 3
文	書	偽		造		95	0.2	-1.0
強制	わいせ〜	つ・強台	制性	交 等	5	42	1.3	-10.3
殺				人		35	0.1	-22. 2
傷				害	3, 4	36	8.2	0.0
自動	車による	る過失	致 死 1	傷 等	12, 6	64	30.3	-14. 1
窃				盗	15, 7	94	37.8	-13. 2
強				盗	3	63	0.9	12. 4
詐				欺	1, 6	36	3.9	31.8
恐				喝	5	13	1.2	-1.9
横	領	•	背	任	2, 7	14	6.5	-22. 2
盗	品	等	関	係	3	93	0.9	-17. 1
暴力	行為等処	罰に関	する	法律	1	.68	0.4	-9.7
そ	の他	の刑	法	犯	2, 3	00	5.5	-9.4

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を,「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を,「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷・強制性交等致死傷を,「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

<sup>2 「</sup>刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

また,特別法犯のうち,薬事関係事犯の通常受理人員を罪名別に前年と比較して見ると,麻薬及び向精神薬取締法は39人で160.0%(24人),大麻取締法は566人で53.0%(196人)それぞれ増加しており,毒物及び劇物取締法は7人で46.2%(6人),覚せい剤取締法は118人で13.2%(18人)それぞれ減少している。

## (3) 全被疑者中に占める少年被疑者の割合(統計表第7,9,10,27表関係)

平成30年における全被疑者(少年,成人及び法人の全被疑者をいう。)の通常受理人員中に占める少年被疑者の割合は5.8%で,前年に比べ,0.3ポイント低下している。

全被疑者中に占める少年被疑者の比率について、平成25年以降の推移を罪種別に比較する(表17)と、特別法犯は同27年から増加しているものの、全般的に減少傾向が認められ、刑法犯は同25年から10.8ポイント低下している。

罪	5	種	平 成 25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年
総		数	8.1	7. 7	7.0	6.5	6.1	5.8
刑	法	犯	24.7	22. 1	19.0	16.6	15.0	13.9
特別	法	犯	2.5	2.5	2.8	3.1	3.3	3.4
自動車によ	る過失致	死傷等	3.4	3.4	3.3	3.4	3.2	3.0
道路交ì	通法等:	違反	5. 4	5.3	5.2	5.0	4.8	4.6

表17 全被疑者に占める少年被疑者の比率の推移

平成30年における刑法犯の通常受理人員について、少年と成人の構成比を主な罪名別に見る(表18)と、前年と比較して少年被疑者の占める割合が増加している罪名は、詐欺(2.6ポイント)、強盗(1.6ポイント)などであり、減少している罪名は、横領・背任(4.3ポイント)、盗品等関係(3.5ポイント)などである。

5	罪					名	少年	成人
総						数	6. 6	93. 4
	公	務	執	行	妨	害	7. 2	92.8
	放					火	4.8	95. 2
	住	居		侵		入	16. 7	83. 3
	文	書		偽		造	3. 5	96. 5
	強制	しわいせ	:つ・	強制	」性	交 等	9. 4	90.6
	殺					人	2.5	97.5
	傷					害	9. 1	90.9
	自動	車によ	る過	失 致	死	傷等	3.0	97.0
	窃					盗	17. 3	82.7
	強					盗	15. 0	85.0
	詐					欺	10.0	90.0
	恐					喝	22. 3	77.7
	横	領	•	킽	i i	任	27. 6	72.4
	盗	品	等	B	뢷	係	45. 6	54. 4
	暴力	行為等	処罰に	2.関う	ナる	法律	9. 2	90.8
	そ	の他	の	刑	法	犯	8. 1	91. 9

表18 刑法犯の少年・成人別被疑者の構成比

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を,「殺人」 には同第26章に規定する全部の罪を,「強制わいせつ・強制性交等」 には強制わいせつ致死傷・強制性交等致死傷を,「強盗」には強盗致 死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

## (4) 少年被疑事件の年齢別人員 (統計表第27表関係)

平成30年における刑法犯に係る少年被疑事件について,年齢別通常受理人員を見る(表19)と,前年に比べて,14・15歳は23.5%(2,055人),16・17歳は7.3%(977人),18・19歳は9.9%(2,486人)とそれぞれ減少している。

<sup>(</sup>注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

表19 刑法犯に係る少年被疑事件の年齢別通常受理人員

年 齢	人 員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	41,836	100.0	-11. 7
14 · 15 歳	6, 696	16.0	-23. 5
16 · 17 歳	12, 394	29. 6	-7. 3
18 · 19 歳	22, 746	54. 4	-9.9

刑法犯に係る少年被疑事件の通常受理人員について、平成25年以降の年齢別構成比の推移を見る(表20)と,14・15歳,16・17歳の割合は減少傾向にあったが、16・17歳は同30年は増加傾向にあり、18・19歳の割合は同25年以降増加し続けている。

表20 少年被疑事件の刑法犯通常受理人員の年齢別構成比の推移

年 齢	平 成 25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14・15 歳	29. 0	27. 2	23. 4	20. 1	18. 5	16.0
16 • 17 歳	30. 4	30.0	30. 2	28.7	28. 2	29.6
18 • 19 歳	40.6	42.8	46. 5	51. 2	53. 3	54.4

# 5 外国人被疑事件

## (1) 通常受理人員(統計表第15, 16, 21, 22表関係)

平成30年における外国人被疑事件(自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。)の通常受理人員は19,930人で、前年に比べると2.9%(568人)増加している。

罪種別に対前年比を見る (表21) と、刑法犯は2.6% (270人) 減少し、特別法犯は9.3% (832人) 増加している。

表21 外国人被疑事件の通常受理人員

9	Į.	種 人 員		員	構成比(%)	対前年比(%)	
総		数		19,930	100.0	2.9	
刑	法	犯		10, 136	50.9	-2.6	
特	別 法	犯		9, 794	49. 1	9.3	

平成30年における外国人被疑事件について,通常受理人員が多い国籍別に見る(表22)と,中国,ベトナム,韓国・朝鮮,フィリピンが上位を占める。

前年に比べると、インドネシア(21.8%、47人)、ベトナム(21.6%、722人)などが増加し、タイ(19.9%、138人)、ペルー(15.0%、66人)などがそれぞれ減少している。

表22 国籍別通常受理人員

国 籍		人 員	構成比(%)	対前年比(%)
総	数	19, 930	100.0	2. 9
中	玉	5, 351	26.8	-1. 7
ベトナ	ム	4,059	20.4	21.6
韓 国 ・ 朝	鮮	3, 367	16.9	-3. 1
フィリピ	ン	1,312	6.6	-1. 1
ブ ラ ジ	ル	1,086	5.4	-4. 1
タ	イ	555	2.8	-19.9
アメリカ合衆	玉	487	2.4	3. 2
ペル	_	373	1.9	-15.0
マレーシ	ア	361	1.8	2.8
インドネシ	ア	263	1.3	21.8
そ の	他	2,716	13.6	9. 2

平成30年における来日外国人被疑事件の通常受理人員は15,174人で,前年から658人増加している。

罪種別に対前年比を見る(表23)と,刑法犯は2.5%(182人)減少し,特別法犯は11.5%(840人)増加している。

また、平成30年における外国人被疑事件の通常受理人員中に占める来日外国人の割合は76.1%で、前年に比べると1.1ポイント増加しており、罪種別では、刑法犯は69.4%で0.1ポイント、特別法犯は83.2%で1.7ポイントそれぞれ増加している。

	21- NAT   11 N   2										
罪	種	人	員	構成比(%)	対前年比(%)	外国人被疑事件中に 占める割合(%)					
総	数		15, 174	100.0	4. 5	76. 1					
刑	去 犯		7,030	46. 3	-2.5	69.4					
特別	法 犯		8, 144	53. 7	11.5	83. 2					

表23 来日外国人被疑事件の通常受理人員

平成30年における来日外国人被疑事件について,通常受理人員が多い国籍別に見る(表24)と,中国,ベトナム,韓国・朝鮮,フィリピンなどが上位を占める。

前年に比べると、ベトナム (23.3%, 753人) 、インドネシア (20.5%, 43人) 、などが増加し、ペルー (24.6%, 72人) 、タイ (21.0%, 133人) などが減少している。

国	籍	人	員	構成比(%)	対前年比(%)	外国人被疑事件中に 占める割合(%)
総	数		15, 174	100.0	4. 5	76. 1
中	玉		4, 318	28. 5	-2.6	80.7
ベト	ナム		3, 980	26. 2	23. 3	98. 1
韓国	• 朝 鮮		1, 121	7.4	-1.8	33. 3
フィ!	リピン		977	6.4	-0.4	74. 5
ブ ラ	ジル		793	5. 2	-7.8	73. 0
タ	イ		500	3.3	-21.0	90. 1
マレー	ーシア		351	2.3	3. 5	97. 2
アメリス	カ合衆国		287	1.9	3.6	58.9
インド	ネシア		253	1.7	20. 5	96. 2
~ )	ν <b>–</b>		221	1.5	-24. 6	59. 2
<del>ح</del> 0	り他		2, 373	15. 6	11.8	87. 4

表24 来日外国人国籍別通常受理人員

## (2) 罪名別通常受理人員(統計表第16,22表関係)

平成30年における外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に見る(表25)と,前年に比べると,刑法犯では,強盗(17.4%,25人),殺人(15.9%,10人),強制わいせつ・強制性交等(11.9%,29人)などが増加し,賭博・富くじ(37.1%,13人),横領・背任(21.1%,100人),盗品等関係(20.8%,21人)などが減少している。特別法犯では,麻薬及び向精神薬取締法(29.6%,56人),出入国管理及び難民認定法(19.6%,865人)などが増加したほか,大麻取締法(8.2%,31人),売春防止法(4.5%,3人)などが減少している。

構成比で見ると、出入国管理及び難民認定法が26.5%と最も高く、次いで窃盗が21.7%を占めている。

表25 外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人員	構成比(%)	対前年比 (%)
総数	19, 930	100.0	2.9
刑 法 犯	10, 136	50.9	-2.6
公務執行妨害	112	0.6	4.7
住 居 侵 入	279	1.4	-14.9
文 書 偽 造	238	1.2	-5.9
強制わいせつ・強制性交等	272	1.4	11.9
賭 博・ 富 く じ	22	0.1	-37. 1
殺 人	73	0.4	15.9
傷害	2, 035	10.2	-1.5
窃	4, 320	21. 7	-1.6
強	169	0.8	17.4
詐欺	592	3.0	-6.2
恐喝	52	0.3	-3.7
横 領 ・ 背 任	373	1.9	-21.1
盗 品 等 関 係	80	0.4	-20.8
暴力行為等処罰に関する法律	101	0.5	-6.5
その他の刑法犯	1, 418	7. 1	0.7
特 別 法 犯	9, 794	49. 1	9.3
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	485	2.4	0.2
銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法	282	1.4	2.2
売 春 防 止 法	64	0.3	-4.5
大 麻 取 締 法	347	1.7	-8.2
麻薬及び向精神薬取締法	245	1.2	29.6
覚 せ い 剤 取 締 法	962	4.8	-7.6
あっんと法	2	0.0	0.0
関 税 法	305	1.5	-3.2
出入国管理及び難民認定法	5, 281	26. 5	19.6
その他の特別法犯	1,821	9. 1	1.5

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を,「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を,「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

平成30年における全被疑者の通常受理人員(299,902人,自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。)に 占める外国人被疑者の割合は6.6%で、前年に比べると、0.3ポイント上昇している。

罪名別に外国人被疑者の割合を見ると、刑法犯では、盗品等関係 (9.3%), 文書偽造 (8.8%), 強盗 (7.0%) などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法 (89.3%), 関税法 (50.7%), あへん法 (50.0%) などが高い割合を示している。

平成30年における来日外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に前年と比較して見る(表26)と、刑法犯では、強盗(26.0%,25人)、殺人(23.8%,10人)公務執行妨害(20.0%,12人)などが増加し、恐喝(42.3%,11人)、盗品等関係(24.7%,19人)、詐欺(18.0%,80人)などが減少している。特別法犯では、麻薬及び向精神薬取締法(23.7%,37人)、出入国管理及び難民認定法(20.5%,875人)などが増加し、売春防止法(29.7%,11人)、大麻取締法(9.2%,24人)などが減少している。

表26 来日外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

		11 07 11 07 11 70 71	也市文在八兵	
罪	名	人 員	構成比(%)	対前年比(%)
総	数	15, 174	100.0	4. 5
刑法	犯	7,030	46. 3	-2.5
	方 害	72	0.5	20.0
住 居 侵	入	216	1.4	-9.2
文 書 偽	造	212	1.4	0.5
強制わいせつ・強制・	性交等	207	1.4	8.4
賭 博 • 富 〈	くじ	8	0.1	0.0
殺	人	52	0.3	23.8
傷	害	1, 232	8.1	0.7
窃	盗	3,076	20.3	-2.4
強	盗	121	0.8	26.0
詐	欺	364	2.4	-18.0
恐	喝	15	0.1	-42.3
横 領 ・ 背	任	268	1.8	-11.0
盗 品 等 関	係	58	0.4	-24. 7
暴力行為等処罰に関す	る法律	64	0.4	-12.3
その他の刑	法 犯	1,065	7.0	-0.5
特 別 法	犯	8, 144	53. 7	11.5
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関	する法律違反	318	2.1	3.9
銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 耳	文 締 法	168	1.1	3. 7
売 春 防 止	法	26	0.2	-29.7
大 麻 取 締	法	238	1.6	-9.2
麻薬及び向精神薬耳	文 締 法	193	1.3	23.7
覚せい剤取	締 法	637	4.2	-5.2
あ へ ん	法	2	0.0	0.0
関税	法	267	1.8	-7.3
出入国管理及び難民	認定法	5, 137	33.9	20. 5
_ そ の 他 の 特 別	法 犯	1, 158	7. 6	-0.1

<sup>(</sup>注) 「文書偽造」には刑法第2編第 17 章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第 26 章に規定する全部の罪を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

平成30年における外国人被疑事件の通常受理人員に占める来日外国人の割合を主な罪名別に見ると、刑法犯では、文書偽造 (89.1%), 住居侵入 (77.4%), 強制わいせつ・強制性交等 (76.1%) などが、特別法犯では、あへん法 (100%), 出入国管理及び難民認定法 (97.3%), 関税法 (87.5%) などが高い割合を示している。

# 6 被疑者の逮捕・勾留

#### (1) 逮捕(統計表第41,43表関係)

平成30年に既済となった被疑事件 (※) の人員のうち、逮捕された者は117,016人で、前年に比べると1.2%(1,430人)減少し、同30年に逮捕された者の既済となった被疑事件の人員に占める割合は38.8%で前年より0.1ポイント上昇した。

(※) 自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

罪種別に対前年比を見る(表27) と,逮捕された者の人員は,刑法犯は1.8%(1,579人)減少し,特別法犯は0.5%(149人)増加している。また,逮捕された者の割合は,刑法犯は40.1%で前年より0.4ポイント上昇し,特別法犯は35.6%で前年より0.5ポイント減少している。

表27 逮捕・不逮捕別人員

92	m # # W		%\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	逮	捕	さ	れ	た者		逮	捕	され	なか	った者
罪	種 総 数	釵	人	員	構成比	上(%)	対前年比	(%)	人	員	構成比	۲(%)	対前年比(%)	
総	数		301, 649	1	17, 016		38.8	-	-1.2	18	4, 633		61.2	-1.6
刑 法	죈		212, 141		85, 141		40.1	-	-1.8	12	7,000		59.9	-3.4
特別	法 犯		89, 508		31, 875		35.6		0.5	5	7,633		64.4	2.7

既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員構成比について、平成25年以降の推移を見ると表28のとおりである。

表28 逮捕・不逮捕別人員構成比の推移

区	分	平 成 25年	26年	27年	28年	29年	30年
総	数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
逮捕され	た者	35. 7	36.3	37.8	38. 7	38.7	38.8
逮捕されなか	った者	64.3	63.7	62. 2	61.3	61.3	61. 2

平成30年において既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員及び構成比を少年・成人別(年齢は,処理時年齢であり,年齢不詳者を除く。)に見ると,逮捕された少年は7,495人(23.1%),同成人は109,488人(43.3%)であり,前年に比べると,少年は0.2%(16人),成人は1.3%(1,429人)減少している。

また,男女別(性別不詳者を除く。)に見ると,逮捕された男子は103,825人(42.5%),同女子は13,189人(31.6%)であり,前年に比べると,男子は1.5%(1,589人)減少し,女子は1.2%(157人)増加している。

平成30年において逮捕された者を逮捕の区分別に見る(表29) と、検察庁逮捕が172人(0.1%)、警察から身柄送致が108,709人(92.9%)、警察で身柄釈放が8,135人(7.0%)であり、前年に比べると、検察庁逮捕が5人(3.0%)、警察で身柄釈放が262人(3.3%)増加し、警察から身柄送致が1,697人(1.5%)減少している。

表29 逮捕された人員

区	分	人	員	構成比(%)	対前年比(%)
総	数		117, 016	100.0	-1.2
検 察 庁 逮	捕		172	0.1	3.0
警察から身柄	送致		108, 709	92.9	-1.5
警察で身柄:	釈 放		8, 135	7.0	3.3

また、平成30年において逮捕された者について、既済事由別にその人員及び構成比を見ると、起訴は62,663人(53.6%)、不起訴は47,246人(40.4%)、中止は77人(0.1%)、家庭裁判所送致は7,030人(6.0%)であり、前年に比べると、起訴は2.3%(1,447人)減少し、不起訴は0.2%(90人)増加している。

## (2) 勾留(統計表第41, 42, 44表関係)

平成30年において既済となった被疑事件の人員のうち、勾留請求した者は99,967人で、検察庁逮捕及び警察から身柄送致された者の91.8%を占める。このうち、勾留状が発せられた者は95,079人で、勾留請求した者の95.1%を占めている。また、勾留された者(※)は95,098人で、前年に比べると2.3%(2,274人)減少している。

(※) 少年法第45条第4号又は第45条の2の規定により、同法第17条第1項第2号の観護の措置が勾留とみなされる場合を含む。以下同じ。

平成30年において勾留された者について、勾留後の措置別に見る(表30)と、前年に比べ、勾留中公判請求は43,413人で1.3%(562人)、勾留中略式命令請求は7,553人で14.5%(1,283人)、勾留中家裁送致は4,425人で3.7%(170人)、釈放は39,697人で0.6%(259人)それぞれ減少している。

表30 勾留後の措置別人員

区	分	人 員	構成比 (%)	対前年比(%)
総	数	95, 098	100.0	-2.3
勾留中公	判請求	43, 413	45. 7	-1.3
勾留中略式	命令請求	7, 553	7.9	-14. 5
勾留中家	裁送致	4, 425	4.7	-3. 7
釈	放	39, 697	41.7	-0.6
そ の	他	10	0.0	0.0

また、釈放された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見ると、起訴(勾留中求令状による起訴を含む。)は 5,298人(13.3%),不起訴は33,297人(83.9%),中止は49人(0.1%),家庭裁判所送致は1,053人(2.7%)である。

平成30年において勾留された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見る(表31)と、起訴は56,281人 (59.2%), 不起訴は33,373人(35.1%), 中止は49人(0.1%), 家庭裁判所送致は5,395人(5.7%)であり, 前年に比 べると、起訴は3.1%(1,791人),不起訴は1.6%(527人)減少している。

	301	-J H IVWC H V	700万 宇田州八里	•
既 済 事 由		人員	構成比 (%)	対前年比(%)
総	数	95, 098	100.0	-2.3
起	訴	56, 281	59. 2	-3. 1
不 起	訴	33, 373	35. 1	-1.6
起 訴 猶	予	23, 549	24.8	-1.3
嫌疑不十	分	8,716	9. 2	2.4
そ の	他	1, 108	1.2	-27.7
中	止	49	0.1	-31. 9
家 裁 送	致	5, 395	5. 7	1.3

表31 勾留被疑者の既済事中別人員

平成30年において勾留された者について、勾留期間別にその人員及び構成比を見ると、勾留期間が、5日以内は1,307人 (1.4%), 10日以内は31,269人(32.9%), 15日以内は4,533人(4.8%), 20日以内は57,882人(60.9%), 25日以内は19 人(0.0%), 25日を超えるは88人(0.1%)である。

なお、平成30年において勾留期間の延長を請求した者は62,741人である。そのうち、勾留期間の延長を許可された者は 62,554人で,延長を請求した者の99.7%を占める。また,勾留期間の延長が許可された者のうち,起訴は38,311人で,延長 が許可された者の61.2%を占める。

#### 被疑者の前科関係 7

## (1) 初犯者,前科者の人員(統計表第47,48表関係)

区

総

前 科 者

平成30年において起訴又は起訴猶予にした被疑者(※)について、初犯者・前科者別に人員を見る(表32)と、初犯者は 142,285人で全体の63.2%を占めている。

また、同被疑者中に占める前科者の割合を罪種別に見ると、刑法犯は38.2%で0.4ポイント、特別法犯は34.0%で1.4ポイ ント前年と比べると低下している。

(※) 前科不詳者,法人,自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

41.0

区 科 分 前 82,742 総 数 225, 027 142, 285 男 192, 095 116, 180 75, 915 女 32,932 26, 105 6,827 刑 法 犯 56, 139 146, 792 90,653 男 51, 217 123, 523 72, 306 4 23, 269 18, 347 4,922 別 法 犯 78, 235 51,632 26, 603 男 68,572 43,874 24,698 女 9,663 7,758 1,905

表32 被疑者の初犯者・前科者別人員

刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について,平成25年以降の初犯者と前科者の構成比の推移を見ると表33のとおり である。

平 成 分 25 年 26 年 27 年 28年 29 年 30年 数 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 初 犯 者 59.0 59.8 60.2 60.3 61.8 61.4

39.8

39.7

38.6

38.2

表33 刑法犯の初犯者・前科者別構成比の推移

40, 2

平成30年において刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見る(表 34) と、前年と比較して初犯者の割合が増加している罪名は、殺人(5.0ポイント)、恐喝(2.9ポイント)、強制わいせ つ・強制性交等(2.2ポイント)などである。また、前科者の割合が増加している罪名は、盗品等関係(9.4ポイント)、収 賄・贈賄(9.3ポイント), 賭博・富くじ(1.6ポイント)などである。

なお、初犯者の割合が前科者の割合より高い罪名は、強制わいせつ・強制性交等、殺人、横領・背任などである。

表34 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の構成比

	罪			名	初	犯	者	前	科	者
公	務	執	行	妨 害			55.8			44. 2
放				火			62.3			37.7
住		居	侵	入			61.8			38. 2
文		書	偽	造			64.0			36.0
強	制わい	せつ・	強制	性交等			74.4			25.6
賭	博	•	富	くじ			68.5			31.5
収	賄	•	贈	賄			65.4			34.6
殺				人			72.6			27.4
傷				害			64.8			35. 2
脅				迫			56. 2			43.8
窃				盗			57.4			42.6
強				盗			58. 1			41.9
詐				欺			60.6			39. 4
恐				喝			52.8			47.2
横	領	•	背	任			71.7			28.3
盗	品	等	関	係			58.0			42.0
毀	棄	•	隠	匿			59.8			40.2
暴力	力行為	等 処 罰	に関す	る法律			54.6			45. 4

注) 「文書偽造」には刑法第2編第 17 章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第 26 章に規定する全部の罪を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

平成30年において特別法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見ると、初犯者の割合の高い罪名は、公職選挙法(84.7%、対前年比6.1ポイント増加)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(75.1%、同4.7ポイント増加)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(73.8%、同8.8ポイント増加)、などである。また、前科者の割合の高い罪名は、毒物及び劇物取締法(75.5%、対前年比1.1ポイント増加)覚せい剤取締法(74.1%、同0.1ポイント減少)などである。

#### (2) 初犯者, 前科者別公訴提起(公判請求及び略式命令請求)率(統計表第49,50表関係)

平成30年において公訴提起又は起訴猶予にした被疑者について,初犯者及び前科者の公訴提起率を罪種別に見ると,初犯者では刑法犯は38.8%(前年39.5%),特別法犯は49.9%(同49.8%)であり,前科者では刑法犯は58.7%(同59.3%),特別法犯は69.7%(同71.0%)である。

刑法犯の主な罪名別の公訴提起率を見る(表35)と、公訴提起率が高い罪名は、順に、初犯者では、収賄・贈賄(91.4%)、殺人(88.7%)、強盗(83.1%)、詐欺(69.7%)などであり、前科者では、殺人(94.6%)、強盗(92.5%)、収賄・贈賄(89.2%)、放火(73.0%)などである。

罪 務 執 妨 58.5 公 行 害 46.7 放 火 64.5 73.0 居 侵 住 入 42. 2 56.9 書 偽 造 文 55.0 69.4 強制わいせつ・ 強制性交等 51.6 66.9 賭 博 富 < じ 40.6 57.5 贈 収 賄 91.4 89.2 殺 88.7 94.6 人 傷 害 32.2 44.3 脅 迫 42.6 52.1 窃 盗 35.6 63.5 強 盗 92.5 83.1 詐 欺 70.7 69.7 恐 喝 45.9 50 9 横 領 背 任 15.4 28.4 盗 等 関 品 係 32.9 42.3 毀 隠 匿 棄 44.7 62.9 力行為等処罰に関する法律 暴 30.4 52.4

表35 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の公訴提起率

- (注) 1 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を,「殺人」には同第26章に規 定する全部の罪を,「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。
  - 2 公訴提起率は以下により算出した。

また,特別法犯の主な罪名別の公訴提起率は,覚せい剤取締法は初犯者88.8%,前科者92.1%,児童福祉法は初犯者71.2%,前科者82.0%,毒物及び劇物取締法は初犯者69.1%,前科者81.9%,麻薬及び向精神薬取締法は初犯者76.0%,前科者77.4%,大麻取締法は初犯者63.4%,前科者66.5%などとなっている。

## 8 検察官の上訴

#### (1) 控訴(統計表第59,60表関係)

平成30年において検察官が控訴した被告事件(検察官のみ控訴した被告事件のほか,検察官と検察官以外の者とが控訴した被告事件を含む。以下同じ。)の人員は89人である。そのうち、検察官のみの控訴に係る人員は69人で、検察官が控訴した被告事件の77.5%を占めている。

検察官が控訴した被告事件について、平成30年において既済となった人員を既済事由別の構成比を見る(表36)と、破棄 自判の構成比が54.8%と最も高く、次いで控訴棄却が19.0%を占めている。

既	済	事	由	人	員	構成比(%)
総			数		84	100.0
破	棄	自	判		46	54.8
破棄	差戻し	• 破事	<b>棄移送</b>		7	8.3
控	訴	棄	却		16	19.0
控	訴	取	・げ		2	2.4
そ		の	他		13	15. 5

表36 控訴事件の既済事由別人員

また、検察官が控訴し、既済となった被告事件のうち、原判決が無罪の26人について既済事由別に見ると、破棄自判により新たに有罪とした人員は9人(34.6%)、破棄差戻し・破棄移送は4人(15.4%)、控訴棄却は12人(46.2%)、その他1人(3.8%)である。

また,原判決が有罪の42人について,破棄自判により原判決より刑を重くした人員は13人 (31.0%),刑が同じ人員は7人 (16.7%),刑を軽くした人員は1人 (2.4%),免訴は1人 (2.4%),公訴棄却は2人 (4.8%),破棄差戻し・破棄移送は3人 (7.1%),控訴棄却は2人 (4.8%),控訴棄力は2人 (4.8%),

#### (2) 上告(統計表第59,61表関係)

平成30年において検察官が上告した被告事件(検察官のみが上告した被告事件のほか,検察官と検察官以外の者とが上告した被告事件を含む。以下同じ。)の人員は7人である。また,検察官が上告した被告事件で,平成30年において既済となった人員は7人である。

# 9 確定裁判と刑の執行猶予

#### (1) 確定裁判(統計表第63表関係)

平成30年において確定裁判を受けた人員は275,901人で,前年に比べると7.8%(23,418人)減少している。

刑の種類及び裁判結果別に前年と比較する (表37) と,有罪については,禁錮 (3.1%, 94人) は増加し,懲役 (3.2%, 1,553人) ,罰金 (8.9%, 21,860人) ,拘留 (80.0%, 4人) ,科料 (4.4%, 85人) ,無罪 (5.4%, 7人) ,公訴棄却 (1.0%, 3人) は減少している。

また, 死刑については増減はなかった。

				1.E/C//	7227772777	
刑の	種類等		人	員	構成比(%)	対前年比(%)
総		数		275, 901	100.0	-7.8
死		刑		2	0.0	0.0
懲		役		47,632	17.3	-3.2
禁		錮		3, 159	1.1	3. 1
罰		金		222, 841	80.8	-8.9
拘		留		1	0.0	-80.0
科		料		1,834	0.7	-4.4
無		罪		123	0.0	-5.4
公 訂	棄	却		307	0.1	-1.0
そ	Ø)	他		2	0.0	0.0

表37 確定裁判を受けた人員

懲役,禁錮及び罰金の確定裁判を受けた人員について,平成25年以降の推移を刑の種類別に見る(表38)と,懲役,禁錮及び罰金のいずれもおおむね減少傾向にある。

1	χ υ υ	心心	Χ - 2	大型 113	立り唯た	然下! で又	リた八貝	07 IL 44 07	71年19
刑	の	種	類	平 成					
	V)	1里	炽	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30年
懲			役	100	100	102	98	93	90
禁			錮	100	98	99	101	97	100
罰			金	100	91	90	86	80	73

表38 懲役・禁錮・罰金の確定裁判を受けた人員の比率の推移

(注) 平成25年を100とする指数である。

懲役及び禁錮の確定裁判を受けた人員について,平成25年以降の実刑と執行猶予の構成比の推移を見る(表39)と,懲役の実刑については,全体として減少傾向にある。また,禁錮の実刑では平成29年は増加に転じたものの,全体として減少傾向にある。

		1200	ΗЩ	ハルーのこ	る大川	- 秋1111日	アの作成	ルリが	<u>'</u>						
Þ	<u> </u>	分		分		分		分		平 成 25年	26 年	27 年	28年	29 年	30 年
		計	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0						
2HAr	SП	実	刑	44. 2	42.7	41.2	38.9	37.4	36.2						
懲	役	一部	猶予	_	_	_	1.6	3. 1	3.3						
		全部	猶予	55.8	57.3	58.8	59.5	59.5	60.5						
		計	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0						
禁	錮	実	刑	3. 7	2.3	2.3	1.8	2.2	1.9						
示	如의	一部	猶予	_	_	_	0.0	0.0	0.0						
		全部	猶予	96. 3	97.7	97.7	98.2	97.8	98. 1						

表39 自由刑における実刑・執行猶予の構成比の推移

平成30年において懲役及び禁錮の実刑の確定裁判を受けた人員について、刑期別にその人員を見る(表40)と、前年と比較して、懲役では、1年以下が4.9%、3年以下が7.1%、5年以下が8.3%、10年以下が7.4%、それぞれ減少し、15年以下が40.6%、20年以下が13.9%、20年を超えるが4.3%、無期が38.9%増加している。また、禁錮では1年以下が21.4%、3年以下が8.5%、3年を超えるが14.3%それぞれ減少した。

区	分	人 員	構成比(%)					
	計	17, 234	100.0					
	1 年 以 下	4, 558	26. 4					
	3 年 以 下	9,626	55. 9					
	5 年以下	2, 106	12. 2					
懲 役	10 年以下	712	4. 1					
	15 年以下	142	0.8					
	20 年以下	41	0.2					
	20 年を超える	24	0.1					
	無期	25	0.1					
禁 錮	計	60	100.0					
	1 年以下	11	18. 3					
	3 年以下	43	71. 7					
	3年を超える	6	10.0					
	無期	-	_					
(A) TH = +1 (- A) = + 1 (A)								

表40 懲役及び禁錮の刑期別人員

## (2) 刑の執行猶予(統計表第68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75表関係)

平成30年において刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員は31,937人で,前年に比べると1.0%(329人)減少している。また,刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた人員は,懲役が1,567人で前年と比べると2.8%(42人)増加し,禁錮は計上がなかった。

自由刑について,刑の種類別に刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員及び構成比を見ると,懲役が28,831人(90.3%),禁錮が3,099人(9.7%)であり,前年に比べると,懲役が1.5%(435人)減少し,禁錮が3.4%(102人)増加

<sup>(</sup>注) 刑の執行猶予を除く。

している。

また、執行猶予期間別に人員及び構成比を見る(表41、表42)と、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、執行猶予期間が3年以上の構成比が70.2%と最も高く、次いで4年以上が19.6%を占めているのに対し、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、執行猶予期間が2年以上の構成比が88.2%と最も高く、次いで3年以上が9.7%を占めている。

表41 刑の全部の執行猶予言渡し期間別人員

執行猶予期間				人	員	構成比(%)
計				31	, 937	100.0
1	年	以	上		8	0.0
2	年	以	上	1	, 041	3.3
3	年	以	上	22	, 425	70. 2
4	年	以	上	6	, 247	19.6
5			年	2	, 216	6.9

表42 刑の一部の執行猶予言渡し期間別人員

執行猶予期間				人	員	構成比(%)
計					1,567	100.0
1	年	以	上		30	1. 9
2	年	以	上		1,382	88. 2
3	年	以	上		152	9. 7
4	年	以	上		3	0.2
5			年		0	0.0

平成30年において刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者は3,956人(取り消された刑の種類は,懲役3,947人,禁錮9人)で,前年に比べると179人(4.3%)減少している。

刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者のうち、執行猶予期間中に罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者は3,760人で、刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者の95.0%を占めている。このうち、保護観察又は補導処分の期間中(仮解除の期間は除く。)であった者は600人で、罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者の16.0%を占めている。

また、刑の一部の執行猶予の言渡しが取り消された者は90人で、そのうち、80人が覚せい剤取締法による刑の一部の執行猶予によるものであった。